34. 講師に謝金を支払ったときの源泉徴収はどうすればいいですか?

① 源泉徴収制度とは

講演などで講師に講師料を支払うことがありますが、支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付することになっています。これを源泉徴収制度といいます。

② 源泉徴収制度の対象と源泉徴収税額

源泉徴収制度適用の対象となるもので主な報酬には次のものがあります。

- (1) 原稿料、デザイン料、講演料
 - 源泉徴収額は支払額の 10. 21%(支払額が 100 万円を超える場合は超える部分については 20. 42%)
- (2) 弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の報酬・料金 源泉徴収税額は(1)と同じです。
- (3)司法書士の報酬・料金源泉徴収税額は、(支払額-1万円)の10.21%

③ 源泉徴収額の納付

源泉徴収した所得税は、翌月 10 日までに「所得税徴収高計算書(納付書)」(用紙は税務署にあります)に報酬金額と源泉税額を記載して最寄りの金融機関又は税務署の窓口で納付しなければなりません。

(1)は「報酬·料金等の所得税徴収高計算書」を使用し、(2)と(3)は「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」を使用します。

なお、上記の(2)と(3)については、給与の支給人員が常時 10 人未満の法人で「源泉所得税の納期の特例の承認」を受けているときは、年2回(1月20日と7月10日)の納付にすることができます。一方、(1)には納期の特例の適用はありませんので、必ず支払った月の翌月10日までに納付してください。

いずれの場合も、納付期限を過ぎると不納付加算税や延滞税が発生する場合があります。くれぐれも納付は忘れないよう気をつけましょう。インターネットバンキングをしていない法人でも、事前に登録をしておけばインターネットで納付の手続きができる便利なダイレクト納付の制度もあります。